

第 2 次魚沼市総合計画

後期基本計画（素案）

目 次

第1節 生活基盤	
第1項 安心で便利な生活基盤の整備	1
第2項 快適な暮らしを支える生活環境の整備	3
第3項 暮らしを守る防災体制の整備	5
第2節 環境衛生・自然	
第1項 豊かな自然の保全と育成	7
第2項 自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進	9
第3項 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造	11
第4項 循環型社会環境の整備	13
第3節 健康・福祉	
第1項 心身ともに健康で笑顔あふれる暮らしの創造	15
第2項 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築	17
第3項 市民が安心して暮らせる仕組みの構築	19
第4項 高齢者が安心して生き生きと暮らせる仕組みの構築	21
第5項 誰もが健康管理ができる安心で身近な地域医療の充実	23
第4節 産業	
第1項 地域資源の活用による産業の振興	25
第2項 魅力ある農林業の振興	27
第3項 商工観光業の競争力強化	29
第4項 雇用機会の拡充と地域の担い手の確保	31
第5節 教育・文化	
第1項 生涯学び続ける仕組みの充実	33
第2項 乳幼児期の教育の充実	35
第3項 市民が参加する学校づくりの推進	37
第4項 潤いのある地域文化や芸術の振興と創造	39
第5項 楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興	41
第6節 市民協働・自治体運営	
第1項 市民参画と行政との協働の推進	43
第2項 市民参画による地域づくりの推進	45
第3項 市民に信頼される開かれた行政運営	47
第4項 選択と集中による財政運営	49

1-1 安心で便利な生活基盤の整備

○施策の方針

人々の暮らしや交流、産業を支えるため、雪に強く人にやさしい道路網の整備と道路機能の維持向上に努めます。

暮らしに不可欠なライフラインの維持向上に努めます。

○現状と課題

道路は、市民生活や地域経済に欠かすことのできないインフラ施設であり、道路利用者の安全・安心を確保し、かつ利便性の良い交通網の整備が求められています。

交通網は、豪雨・豪雪などによる大規模災害発生時に避難や消防・救急などの緊急車両の通行に支障をきたすことなく、円滑な移動の確保が求められており、道路機能の維持向上、緊急輸送道路などの橋梁耐震化、幹線道路の複線化など道路ネットワークの構築をすすめる必要があります。また、人が安全に移動できる、人優先の歩行空間を確保する必要があります。

冬季間の安全・安心な道路交通を確保するため、除雪機械の更新及び消雪パイプをはじめとした消融雪施設の更新を計画的にすすめていく必要があります。また、道路機械除雪オペレーターの高齢化による担い手不足や技術・技能の伝承など除雪体制の維持に課題があります。

ガス・上下水道は、人口減少による料金収入の減少と施設の老朽化が同時に進行しており、将来に渡り経営を持続させる対策が重要になるとともに、快適な生活環境を維持するために、安全・安心な供給体制を引き続き確保する必要があります。

○構成する施策

1 安全・安心な交通網の確保（1-1-1）

災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通ネットワークの形成を効果的にすすめます。

避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路などの整備を着実に推進することにより、本市の道路交通網の一層の強化を図ります。

冬季間の安全・安心な道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や除雪計画に基づいた円滑な道路除雪に努めます。

2 安全・安心なライフラインの維持（1-1-2）

ガス・上下水道は、料金収入の減少と施設の老朽化が著しくなることから、将来の経営環境を見通し、施設更新に対する投資額の平準化や、施設の統廃合による効率化をすすめ、持続可能な事業運営を目指します。

また、管路等の耐震化をすすめ、安全・安心な供給体制の維持向上を図ります。

1-2 快適な暮らしを支える生活環境の整備

○施策の方針

市民の足となる公共交通の持続可能な仕組みづくり、情報通信基盤の整備と活用を民間、地域とともにすすめます。

快適な住環境を実現するため、一般住宅の克雪や耐震化、空き家の適正な管理の周知と有効活用、公営住宅の適正な維持管理と再編をすすめます。

○現状と課題

地域公共交通は、モータリゼーションや少子高齢化社会等の進展により、利用者数が減少しており、持続可能な仕組みづくりが課題となっています。人の移動がもたらす多面的な効果を見据え、計画的なまちづくりや健康、福祉、医療、観光分野等との連携した利用促進を図る必要があります。

施策をすすめるにあたり、利便性の向上等によって住民の満足度を高めるとともに、高齢者等が安心して暮らせると思える生活環境を整備するため、利用しやすい地域公共交通網の構築をすすめる必要があります。

情報通信技術の活用については、近年急速にスマートフォンやパソコンを保有している世帯が増加したため、これらを用いて豊富なデータの活用により、社会課題の解決や利便性・生産性の向上につなげていく必要があります。

住宅環境については、一般住宅の克雪や耐震化工事の整備がなかなか進まない現状の中、他の事業との連携や利用しやすい制度となるようすすめていく必要があります。

また、高齢化社会が進み、社会問題となっている空き家の増加が懸念されています。

公営住宅は老朽化している住宅が多数あり、各住宅の実情や入居者のニーズに応じた住宅の整備をしていく必要があります。

○構成する施策

1 安心して暮らせる地域公共交通網の整備（1-2-1）

基幹的な公共交通軸である鉄道と乗合バス、拠点と周辺生活圏を連絡する乗合タクシーとコミュニティバスの運行支援等を継続して実施するとともに、通学や通院、買い物利用などの利便性の向上によって、快適な暮らしを支える生活環境整備を図ります。

2 情報通信技術の活用（1-2-2）

情報通信技術の活用については、スマートフォンやパソコンの普及により、様々な情報が手軽に入手できるようになったため、公共施設や観光施設等多くの市民が集まる施設への公衆無線 LAN の整備をすすめます。

3 住宅環境の整備（1-2-3）

一般住宅については、今後も安全に住み続けられるように耐震化や克雪住宅への支援を行うほか、居住者が不在となった空き家の状態が続かないような施策の展開を図っていきます。

公営住宅については、老朽化が進んでいる住宅を大規模改修するほか、修繕不能な住宅については集約し、利便性の高い市街地周辺に建替えるなどの整備をすすめます。

1-3 暮らしを守る防災体制の整備

○施策の方針

市民が安全で安心して暮らせるように、自助・共助・公助を担う仕組みの充実、それを支える支援体制と基盤の強化に取り組みます。

○現状と課題

近年、各地で大規模な気象災害が発生しておりますが、集中豪雨・豪雪など災害から自らの身を守るには、行政による防災・減災のハード事業のみならず、市民一人ひとりが自らの身は自らが守り、お互いに助け合いながら、積極的に役割を見出して、地域全体で命を守ることができる体制の整備が必要です。

そのためには「魚沼市地域防災計画」に基づき、地域の防災士と連携しながら、市民の防災に関する知識の普及と啓発を行う必要があります。

災害時には、正確かつ迅速な防災情報の収集と情報発信が重要であるため、関係機関との連携のあり方や周知方法について確認をしておく必要があります。

また、県内に存在している原子力発電所で災害が起きた場合についても整理する必要があります。

○構成する施策

1 防災・減災対策を推進する地域づくり（1-3-1）

ハザードマップ等を活用した啓発活動や防災研修会の開催などにより、「自助」・「共助」の防災意識の高揚に努めるとともに、災害に強い地域づくりをすすめるため、市民・行政が一体となった防災体制の充実を図ります。

地域の防災体制は、市民と防災士、消防団、行政の連携体制を整備し、災害に対する地域での取り組みを強化します。

また、防災情報の確実な伝達を図るため、防災行政無線等の充実を図るとともに、新たな情報発信ツールについて検討をすすめます。

災害発生時に備えて適切な公的備蓄と感染症等を考慮した避難所運営を行うとともに、事業所と食料・物資の供給、災害時の避難所利用などに関する協定の締結を行い、緊急時の体制を整備します。

2-1 豊かな自然の保全と育成

○施策の方針

豊かな自然が織りなす美しい四季の姿や原風景は、先人たちが守り続けてきたかけがえのない財産です。美しい山々の風景、森林や里地・里山、水辺の環境を守り育て、大切な財産として後世まで引き継いでいきます。

○現状と課題

豊かな自然は本市の財産であり、人々はその恵みを受けながら自然と共存しています。これらを未来の世代へ引き継ぐため、市民一人ひとりの環境意識の醸成や環境保全への取り組みをすすめるとともに、より人と自然が共生する仕組みづくりが必要です。

市民の森林・里山への関わりが薄れ、その手入れがされず、荒廃が進んでいることから、森林が有する二酸化炭素吸収や水源かん養機能、土砂災害防止や生物多様性保全機能など多面的な機能を回復させる必要があります。

生活に安らぎと潤いをもたらす豊かな自然を未来へ引き継ぐため、野生鳥獣の適切な保護・管理など生態系を保全しつつ、人と自然が共生できる健全な森林づくりを推進していく必要があります。

一方でツキノワグマやニホンザルが住宅地付近に出没し、人や農作物に被害が生じており、多様な動植物との共存に配慮しつつ、人身被害等防止に向けた有害鳥獣の出没抑制対策をすすめる必要があります。

○構成する施策

1 人と自然が共生する地域づくり（2-1-1）

市民一人ひとりの森林・環境保全に対する意識を高めるとともに、市民や関係団体と協働して、貴重・希少な動植物の保護に努めます。

また、森林が循環する「植える・育てる・活用する」の推進を図り、森林の有する多面的機能を保持する森林づくりをすすめます。

2-2 自然の恵みを活かす仕組みづくりの推進

○施策の方針

魚沼の豊かな森林や水、雪などの自然資源の利用をすすめます。

また、美しい山河や里山、田園などの自然を活かし、交流人口の増加など地域の活性化につなげます。

○現状と課題

当市の土地面積の内、約 83%が森林面積であり、豊富な自然環境を観光資源として活用し、地域の持続的な発展に活かすとともに、適切な森林整備の実施が課題となっています。

豊かな森林資源の活用をさらに推進し、木材を利用した新たな事業展開へ繋げていく必要があります。

産業の視点からは、これまでの自然を活かした交流人口の増加目的に加え、グリーンツーリズム、アグリツーリズム及びフォレストツーリズムの視点を取り入れ、魚沼の豊かな「自然・景観」、「食」、「文化」を体験できる内容の充実を図ることが必要です。

また、体験型観光の拡大に向け、都市部の小中学生を招致し、将来にわたり交流関係が継続できるように、尾瀬や田植え体験等の体験学習の充実を図るとともに、誘致活動・受入体制の強化を図る必要があります。

そして、交流人口を増やし、外貨獲得も視野に入れた地域活性化に向けて、事業者等の受入体制の強化に取り組む必要があります。

○構成する施策

1 自然の恵みを活かす地域づくり（2-2-1）

市民が自然に親しみ、ふるさとへの誇りを持ち続けられる取組をすすめることにより、市民と行政が地域の魅力を発信し、市民と友好都市等来訪者との交流人口の促進を図ります。

四季を通じた体験型観光や友好都市等との交流事業の取組をすすめることにより、自然の魅力を伝え、魚沼市から行く尾瀬や雪国体験など、自然の恵みを活かした観光誘客に取り組みます。

豊富な森林資源を活用した木材利用を促進するための取組をすすめます。

2-3 自然に親しみ、学び、誇りを持てるふるさとの創造

○施策の方針

自然とふれあい、ふるさとの価値や良さをしり、誇りを持てるよう、子どもから大人までみんなで取り組む環境教育・学習の充実や啓発活動により、環境意識の高揚を図ります。

○現状と課題

自然の恩恵がもたらす多様な食文化や厳しい自然環境を克服してきたライフスタイルなど、自然環境からもたらされる生活様式を学び、伝え、楽しさを共有できる機会づくりが必要です。

地域資源である「雪」は、後に豊富な水源となり、農作物を中心とした豊かな恵みをもたらす一方、豪雪による災害により市民の生活に大きく影響を及ぼします。「雪」がもたらす恩恵と脅威を理解し、文化として伝えていくことが大切です。

市内の環境活動団体などの協力を得て、自然体験活動や環境学習などを通じて自らの地域を再認識し、地域の魅力を情報発信していく必要があります。

また、自然環境の保全をすすめるとともに、自然環境を体験し、学び、地域の自然環境や歴史文化を観光誘客に取り入れた、エコツーリズム及び農村活性化のためのグリーンツーリズムの展開をしていく必要もあります。

○構成する施策

1 自然環境を活用した学びの地域づくり（2-3-1）

自然に触れ合い、地域の良さや価値を知り、市民が誇りを持てるよう、学習機会を提供し環境意識の高揚を図ります。

市民や関係団体の環境保全活動の活性化と拡大を図り、その担い手となる人財や団体等の育成をすすめます。

子どもたちが身近な自然との調和を図りながら生活していくために、総合学習や尾瀬の体験学習などを通じて環境保全の意識の高揚を図ります。

2-4 循環型社会環境の整備

○施策の方針

環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会をめざし、地球温暖化の防止やごみの減量化及び再資源化をすすめ、省エネルギーの促進や自然エネルギーの活用を推進します。

○現状と課題

市が処理すべき市民一人当たりのごみ（産業廃棄物以外）の排出量は、横ばい傾向です。

その要因の一つに事業系ごみの減量化が進んでいない背景があり、市民向けのごみの減量化だけでなく、事業者向けの減量化に向けた取組が必要です。

次期のごみ処理施設は、二市一町（魚沼市・南魚沼市・湯沢町）が共同により、コストを抑えた効率的な施設を建設する方針としていますが、建設予定地の確保が課題となっています。

市民と事業者、行政が協力して、ごみを出さない生活スタイルや事業スタイルに取り組みつつ、3R（廃棄物の「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」）の取組の啓発活動を行い、循環型社会の構築を推進していく必要があります。

自然エネルギーの利活用については、国際的に気運の高まりがある地球環境問題に配慮しつつ、脱炭素社会に向け、低炭素を実現する雪冷熱や木質バイオマスなど、雪国ならではの雪や豊かな森林資源の利活用を促進する必要があります。

○構成する施策

1 循環型社会を実現する地域づくり（2-4-1）

家庭や事業所から排出されるごみを抑制し、限りある資源を有効に活用するため、ごみの分別と3Rの啓発活動を促進します。

身近な生活環境を保つため、監視活動や環境意識の向上の啓発活動に努め、公害の発生を未然に防ぎます。

ごみのないきれいな地域づくりを目指し、市民が行う環境美化運動の支援を行います。

ごみ処理施設の広域化を図ります。

3-1 心身ともに健康で笑顔あふれる暮らしの創造

○施策の方針

誰もが生涯を通じて心とからだの健康を保ち、楽しく生き生きと暮らせるよう健康づくりを推進し、健康寿命を延ばします。

○現状と課題

人口における 65 歳以上の割合が、平成 28（2016）年に 33.4%^{*1} だったのに対し、令和元（2019）では、35.9%^{*1} にまで上昇し、想定を上回るペースで「超高齢社会」^{*2} が進んでおり、その対策は、人口減少対策と併せて急務となっています。社会構造が変化する中で、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、市民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切であり、市民の健康寿命の延伸を図ることは、地域全体を元気に、より豊かにすることにも繋がります。

市民の健康づくりを支援するため、健康に関する情報の提供や相談の充実など、市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組める環境づくりをすすめる必要があります。

本市の自殺死亡率は、国及び県と比較して高い状況で推移していることから、こころの健康を「個人の問題」ではなく、様々な要因が複雑に重なり合う「社会全体の問題」ととらえ、誰も自殺に追い込まれることがなく、全ての人が、かけがえのない個人として尊重され暮らすことのできるまちを築く必要があります。

生活習慣病の予防や重症化防止には、継続した取組が重要ですが、40～50 歳のいわゆる働きざかり世代の男性における各種けん診の受診率が、他の年代と比較して特に低い状況です。この年代の受診率向上の取組をすすめるとともに関係機関との情報共有や連携の強化が必要です。

（感染症に関して追加）

*1 それぞれ 9 月末の住民基本台帳人口での数値

*2 超高齢社会とは、65 歳以上の人口の割合が全人口の 21% を占めている社会を指します。
老年人口（高齢者人口）÷総人口×100

○構成する施策

1 健康づくりを支える環境づくり (3-1-1)

市民一人ひとりが、自らの健康について考え、主体的に取り組むことができるように、ライフステージに応じた栄養・食生活、運動、喫煙や飲酒による影響等の啓発とともに、様々な機会を活用した健康教育や健康相談の充実を図ります。

からだの健康とともに心の健康について、正しい知識を持ち、悩みを抱えた人や高齢者の孤立を防ぐため、気軽に相談できる環境を整えます。

2 病気の予防と重症化防止対策の推進 (3-1-2)

病気の予防と早期発見のため、各種けん診の効率的及び効果的なけん診機会の提供に努めるとともに、要精密検査又は要医療と判定された人を、必要な治療等につなげます。

感染症の予防と重症化防止のため、医療機関及び地元医師会と連携して、円滑に予防接種を実施できる体制を整えます。

新型インフルエンザ等の対策として、行動計画や対応マニュアルの見直しを行い、保健所をはじめとする関係機関と連携し、感染症の発生に備えます。

3-2 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築

○施策の方針

親子とも健やかに育ちあいながら、子育てが楽しいと感じられるように、地域全体で支える環境を整えます。

○現状と課題

本市の出生数は、平成20年（2008年）までは300人台でしたが、過去5年間は220人前後で、ほぼ横ばいで推移をしています。

出生数減少の要因には、未婚化による婚姻数の減少、さらに、晩婚化の進展による出生数の減少や、子育てや教育には多額の費用がかかるという経済的な面の問題など、様々な要因があります。

また、出産、子育てに際して、核家族化や家族関係の複雑化、地域コミュニティの衰退から、妊産婦等が健康面の悩みや育児不安を抱えやすい状況となっています。

さらに、女性の社会進出の増加等により、子育て環境が大きく変化してきているなかでは、ワーク・ライフ・バランスをより推進し、働きながらも安心して子育てができる家庭・職場環境を整えるとともに、経済的負担の軽減や時間的なゆとりの確保ができるように、市民と事業所及び行政がそれぞれの役割を果たし、地域社会全体で子育てを支える環境を整える必要があります。

このように、社会情勢の変化によりニーズは多様化し、少子化と子育ての難しさが進むなかで、婚姻数の増加のための意識変革、妊娠・出産期から子育て期までの包括的な相談・支援体制の強化とともに、経済的支援の拡充や公立保育園等の統合・再編や民間活力の導入による持続可能な子育て環境の整備などの事業をあわせて推進していく必要があります。

また、近年の児童虐待やいじめの増加は、経済状況や子育て環境の変化などを背景とする社会問題として大きくピックアップされており、育児知識や技術不足などの保護者の要因、夫婦間のDVやひとり親家庭、経済的不安定さなどの家庭の要因、さらには学校生活等における人間関係などの要因と複雑に絡み合っているため、地域社会による見守りと関係機関との連携により相談・支援体制を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげる必要があります。

○構成する施策

地域全体で子育てを支える仕組みづくり（3-2-1）

すべての子どもが地域社会の一員として、自立し、成長できる仕組みづくりをすすめます。

子どもの最善の利益が実現され、すべての親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる仕組みづくりをすすめます。

次代を担うすべての子どもが健やかに育つよう、地域全体で子育て家庭を支え合える仕組みづくりをすすめます。

3-3 市民が安心して暮らせる仕組みの構築

○施策の方針

誰もが生き生きと自分らしく暮らせるよう環境を整え、障害のある人もない人も地域社会でともに支え合う仕組みづくりをすすめます。

○現状と課題

本市の総人口は減少傾向にある一方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の対人口に占める割合は微増傾向にあります。

障害福祉に関する施策については、障害者自身が望む地域社会での生活や、就労先への定着を図るとともに、障害者の高齢化や障害児支援のニーズの多様化から、よりきめ細かな支援が求められています。

また、障害者の自立と社会参画の点では、障害者が自己の能力を最大限に発揮できるよう、地域生活支援拠点等を活用しながら支援するとともに、社会活動への参加を妨げている障壁を取り除くことが不可欠であり、各分野における取組を一層すすめていく必要があります。

障害がある人となない人も分け隔てなく、住み慣れた地域で互いに人格と個性を尊重しあい支え合いながら共生できる社会を目指しています。

生活困窮、配偶者等暴力（DV）、社会的孤立など生活を阻害する環境を改善するため、地域社会全体で支え合う関係や環境を整える必要があります。

○構成する施策

1 地域で支え合う福祉の充実（3-3-1）

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、市民による見守りや行政の相談体制を充実させるとともに、適切な福祉サービスの提供や生活支援が受けられる仕組みづくりをすすめます。

3-4 高齢者が安心して生き生きと暮らせる仕組みの構築

○施策の方針

高齢者が地域社会に参加でき、生きがいを持って心豊かな生活を送ることができる環境を整えます。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と緊密に連携しながら在宅医療・介護・福祉が一体となった仕組みづくりをすすめます。

○現状と課題

本市の高齢化率は26.6%(平成27年国勢調査時)に達しております。2025年には、第一次ベビーブームに生まれたいわゆる「団塊の世代」が75才を超える時期が到来し、さらに高齢化が進む見込みです。

家族構成の変化により、ひとり暮らしで介護や支援を要する高齢者の増加や、老老介護による負担などが、高齢者の生活の大きな不安要因となっています。

併せて介護職員の人材不足も深刻であり、人員の確保と育成をすすめるとともに、今ある資源で対応できる体制も検討していく必要があります。

継続性のある効果的な介護予防等の取組を行うことにより、将来の介護が必要な割合を低減させるとともに、介護が必要となった場合に備えての重度化防止や認知症対策等を行う必要もあります。

また、高齢者が生涯現役で、年齢に関わりなくライフスタイルに応じて楽しく多様な社会参加ができるように、就労、健康保持の取組、社会貢献など、生きがいの持てる地域づくりを推進する必要があります。

年齢を重ねても(高齢になっても)住み慣れた地域で「生きがい」を持ち、健康で自立した生活が継続できるように、地域社会全体で支え合う関係や環境を整える必要があります。

○構成する施策

1 住み慣れた地域で生き生きと生活できる地域づくり (3-4-1)

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと生活できるように地域包括ケアシステムを促進し、在宅医療と介護の連携強化を図ります。

加齢とともに心身の活力が低下し、複数の慢性疾患などの影響で心身が脆弱な状態にあっても、適切な支援や介護により生活機能の維持向上が図れるように、関係機関と連携強化を図ります。

2 シルバー世代も生きがいを持てる地域づくり (3-4-2)

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう就業機会の提供や、生涯現役として生きがいをもって活動できる環境の充実を図ります。

3-5 誰もが健康管理ができる安心で身近な地域医療の充実

○施策の方針

市民に信頼される身近な医療を充実させ、子どもから高齢者まで笑顔あふれる生活が送られるよう、健康管理ができる取り組みをすすめます。

市民がかかりつけ医をもちながら上手に医療機関を利用することにより、医療従事者と一緒に医療を守る取り組みをすすめます。

○現状と課題

医療再編により魚沼基幹病院（平成27年6月開院）を中心とした初期医療から高度医療までを提供する体制が整備されたことで、市立小出病院を中心とした市内医療機関が各々の役割が明確になり、地域完結型の医療体制が整いました。今後は、内容の充実を図る必要があります。

本市における医師、看護師等の人数は、県内でも低い水準であり、人財の確保が喫緊の課題となっています。この地域に安定した医療を提供するためには、魚沼市医療公社と連携した医師、看護師などの医療人財の確保への取組を強化する必要があります。

一方、魚沼圏域の病院、診療所、薬局等がICT技術を活用し、患者の診療情報を共有することで、地域の医療機関が一つの病院のように連携して医療を提供できる「うおぬま・米ねっと」は、平成31年4月から介護情報の共有も可能となり、医療・介護連携の強化が図られています。今後、在宅医療、在宅介護の体制を充実させるために、「うおぬま・米ねっと」の加入促進を図ります。

○構成する施策

1 安心して医療が受けられる地域づくり（3-5-1）

市立小出病院を中心とした地域完結型医療体制の充実に向けて、魚沼基幹病院及び市内の診療所との連携の強化を図ります。

修学資金貸与事業のほか小出病院地域医療教育・研修センター、地域医療魚沼学校と連携し、医療従事者確保及び育成に取り組めます。

医療及び介護の情報を共有し、必要なサービスをスムーズに提供できる「うおぬま・米ねっと」への加入促進を図ります。

一次救急の確保と安定した運営に取り組めます。

4-1 地域資源の活用による産業の振興

○施策の方針

豊かな資源を活用した生產品のブランド化や消費者のニーズを創造するものづくりを推進します。また、商品開発や技術開発を支援し、新しいビジネスの展開をすすめることにより地域産業の活性化を図ります。

○現状と課題

四季折々に恵みを与えてくれる地域資源を活かした観光振興、市内に存在する特有の経営資源として、特産品や自然を活かした魚沼ブランド、郷土料理、魚沼の魅力発信の強化が求められています。

魚沼ブランドについては、地域らしさ、独自性、優位性など他地域との差別化を図り消費・需要拡大へと繋げていくかが課題となっています。

生産者が主体となり生産・加工・製造・販売事業の総合化により付加価値を創出し収益の増加へと繋げることも課題です。

そのひとつとし、雪を活用した「雪室」施設など、日本有数の豪雪地帯である本市ならではの利点を生かし野菜ひとつにしても付加価値を付けることなど取り組む必要があります。

また、本市は約 84%を林野が占め、豊かな森林資源を有するものの豪雪地帯特有の低質材が多くを占めています。地元産材の活用促進にむけた事業推進により木材需要は徐々に増加しつつありますが、森林資源の循環の観点からも引き続き木材の需要拡大・活用促進の取り組みが求められています。

○構成する施策

1 地域資源を活かし活用する地域づくり（4-1-1）

コシヒカリや野菜、山菜など地元食材など、魚沼産品の持つ魅力をアピールし、生産者と事業者と共に消費拡大を図ります。また、森林資源の活用促進を図るため、新商品の開発及び販路拡大に取り組みます。

四季折々の景観や自然を活かした体験型観光や外国人観光客などの誘客促進に向けた体制整備、友好都市との交流、来訪者をおもてなしする人材の育成を推進し、地域資源を最大限に活かした産業の振興に取り組みます。

4-2 魅力ある農林業の振興

○施策の方針

農業を魅力ある産業としてより一層振興するため、生産基盤を整備し担い手への集積や農産物の生産拡大、6次産業化をすすめ、経営の安定化・活性化を図ります。また、地産地消をはじめとした安全・安心な地場製品の消費拡大に向けた仕組みづくりを推進します。

林業の再生については、地元産木材の活用を図り、林業関係産業の安定的な事業量を確保し、林業従事者の育成と雇用拡大をすすめます。

○現状と課題

本市の農業は、60歳代、70歳代が支えています。今後、後継者、担い手不足がより一層顕著になります。しかし、「魚沼産コシヒカリ」の産地として全国的に知られ、ふるさと納税での返礼品のおよそ9割を魚沼産コシヒカリが占めています。

生産基盤の整備や担い手への農地集積をすすめ、生産性の向上や担い手育成により継続可能な農業経営を推進し、条件不利地など営農継続に対する不安解消と営農経営体に対する経営体育成支援などが求められています。

林業は、木材需要の減少や市民の関りが薄れ、森林・里山の手入れがされず荒廃が進んでいることから、森林が有する多面的機能の保持や森林資源の循環の観点からも森林・里山の整備促進を図る必要があります。

豊かな農林水産物を活用した高付加価値の商品開発や、農商工の連携を推進し、販売・流通体制の整備、6次産業化に向けた支援を行い、魅力ある農林業の振興を図る必要があります。

○構成する施策

1 農林業が盛んな地域づくり（4-2-1）

生産基盤の整備や担い手への農地集積をすすめ生産性の向上や担い手の育成により、持続可能で力強い農業経営の構築を推進します。

新たな就農・就業者が、地域で培った技術や経営資産を円滑に事業継承が行えるように、受け入れ体制や経営開始時の負担軽減の支援を行います。

農林業体験と観光を融合し、交流人口の拡大に向けた取組を行います。

4-3 商工観光業の競争力強化

○施策の方針

商工業については、起業を促進するとともに、農商工や企業間の連携など既存企業の活性化をすすめます。

観光については、自然や文化・人など観光資源を活用し、広域的な連携を図りながら新たな観光スタイルを構築します。また、地域内外を中心に海外も意識した交流と受入体制の整備をすすめます。

○地域の活性化・強靱化に向けた現状と課題

中小企業者等においては、少子高齢化・生産年齢人口の減少など労働力不足に係る構造的な問題や生産性の低迷などにより、企業の競争力の低下が懸念されています。企業等が将来に向けた持続可能な経営基盤を構築するためにも、生産性向上に向けた設備投資、技術・知識の共有・伝承、産学官連携による独自の技術革新や次世代技術を活用した新たな取組をすすめていく必要があります。

電子部品や機械器具等の製造業においては、下請けによる加工・組立が中心であり、景気の動向に左右されるため、新技術の開発を支援し、事業所間で連携した競争力の強化を図り、引き続き、より強い産業構造を構築する必要があります。

商業は、後継者不足、空き店舗の増加、市民の購買行動の他商圈への流出など多くの問題が顕在化しており、商店街の活性化が課題となっています。

観光資源（自然景観、食、文化）は、豊富にあり、道の駅や農産物直売所への入れ込みは増加しているものの、全体的な入込客数は横ばい状況にあります。

外国人旅行者の受入や市民の余暇を充実する宿泊を推進するため、観光事業者と連携し、役割り分担を明確にするとともに、年間を通じた四季折々の体験型イベントや情報発信、受け入れ体制の強化が課題となっています。

○構成する施策

1 商工業に活力がある地域づくり（4-3-1）

地域で消費を促すための経済循環の仕組みづくりをします。

また、事業承継の相談窓口を設置し、円滑な承継ができるように支援します。

商業の活性化は、まちづくりの一環として、地域コミュニティを促進できるような商店街となるように地域住民、事業者がつながる仕組みづくりに取り組みます。

工業においては、産学官連携の推進や関係団体との協力体制の強化に向けた活動の支援を行います。

2 四季を通じて訪れたいくなる地域づくり（4-3-2）

尾瀬・奥只見をはじめとした豊かな自然や、石川雲蝶、目黒邸など観光資源を活用し、自然や文化などと組み合わせにより、市民との交流や体験的要素を盛り込み、何度も訪れたいくなる仕組みづくりに取り組みます。

4-4 雇用機会の拡充と地域の担い手の確保

○施策の方針

地域の特性を活かした競争力の強化により地域産業の振興を図るとともに企業の新規ビジネス開拓を支援します。また、起業や企業誘致により雇用の場を創出し、地域の担い手の確保を図ります。

○現状と課題

生産年齢人口の減少や若年世代の都市部への流出により幅広い業種において労働者不足が深刻化しており、地域全体で人材確保が大きな課題となっています。市内における既存老熟者を争奪することにならないよう、新卒者の確保とUIJターン者の増加に向けた取組の強化が必要です。

若者の定住を図るうえで、多様な雇用の場の確保が求められています。企業誘致による雇用機会の拡充を図るとともに、市内の空き店舗等を活用した新しい事業への挑戦や起業を促進し、就労の選択肢の増加を図る必要があります。

都市部へ流出した若者の多くは、本市に戻ってきていないことから、本市に戻ってきたいと思わせるためにも、働きやすい職場環境など企業等の魅力向上を図るとともに小中高と連携したキャリア教育の取組をすすめていく必要があります。

生産年齢人口の減少に伴い、事業所等の労働力不足や労働者の高齢化、個人事業主の事業承継の対策が課題となっています。

○構成する施策

1 担い手が定住できる地域づくり（4-4-1）

担い手が安定した収入が得られ、働きやすい職場環境の向上に向けた取組を促進します。

魅力ある就業の場を創出するとともに、移住・定住者が住みよい住環境を整えます。

起業や新分野進出にチャレンジしやすい環境を整えるとともに、創業後の支援にも取り組みます。

健康ビジネス分野の中核となる企業誘致を促進し、関係する団体が地域資源を活かし、事業連携することにより、新たな雇用機会の拡充が図られるよう取組をすすめます。

5-1 生涯学び続ける仕組みの充実

○施策の方針

子どもから高齢者までの社会参加や生涯学習を支援し、誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かすことができる仕組みづくりをすすめて、充実させます。あわせて、社会教育施設の効率的・効果的な活用を図ります。

○現状と課題

生涯学習の需要が増している中で、いつでも必要に応じて学習機会を選択し、学ぶことができる仕組みの充実やきめ細やかな学習情報の提供など、生涯学習推進体制の充実が求められています。

より多くの世代層からの参加を促すため、各世代が関心を持てるテーマや幅広い学習内容を提供していく必要があります。

また、さまざまな学習ニーズに応じた地域の指導者の育成、発掘が課題となっています。

市民の学ぶ機会や学習意欲を活発にし、生涯学ぶことを楽しむために、交流促進や日頃の活動の成果を表現する場が求められています。

発表・交流活動の場を整えるとともに、市民の自主的な活動を支援する必要があります。

家庭、学校、地域社会及び職場など、生涯学び続けるニーズは多様であり、また、社会情勢の変化とともに新たな知識・技能等の習得できる学びの場、継続して学び・教えあう環境づくりに取り組んで行く必要があります。

○構成する施策

1 いつでも学び・交流できる地域づくり（5-1-1）

市民の生涯学習を支援し、学習機会の充実を図るため、多様な交流・発表の場を確保し、学ぶことの楽しさや人と関わる充実感をお互いに共有できる地域づくりをすすめます。

中央公民館と地区公民館等のネットワークを強化し、学習機会の提供や事業連携をすすめ、市民と行政が協働して、地域に活力ある学びの環境づくりをすすめます。

5-2 乳幼児期の教育の充実

○施策の方針

基本的な生活習慣を身につけ、人と関わり、共に育ちあえる教育を推進するため、家庭や地域が楽しくあたたかい雰囲気の中で、子どもを育てることができる環境を充実させます。

○現状と課題

核家族化の進行や夫婦共働きなどにより、子育ての手助けとなる地域とのつながりが希薄となり、祖父母や近隣の住民等からの支援が得られにくく、子育てに不安や負担感を抱える保護者が多くなっています。

乳幼児期の教育は、養育者が家事・育児を共同で行える環境を整えることが大切であり、男女共同参画社会の推進により家庭教育環境の充実を図るとともに、子育て中の親子や地域との交流の場を確保し、職場や地域社会における子育て世代の育児負担を軽減するための取り組みを支援する必要があります。

また、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制を強化するとともに、子どもの成長発達に合わせた育児と規則正しい生活リズム、基本的な生活習慣を確立できるよう、相談や学習機会を確保する必要があります。

さらに、幼児教育と保育の一体的な提供や延長保育、病児保育、放課後児童クラブなどの多様化するニーズに柔軟に対応するため、民間活力の導入による持続可能な子育て環境の整備をすすめ、子育てしながら安心して働き続けることができる仕組みづくりをすすめる必要があります。

○構成する施策

1 心豊かな子どもが育つ仕組みづくり（5-2-1）

明るくのびのびとした子育てができる地域づくりをすすめます。

乳幼児期の相談・支援、親子の交流の場などの提供を行い、子どもの個々の発達に即した支援を行い、規則正しい生活リズム、基本的な生活習慣の獲得に努めるとともに、園と学校、放課後児童クラブの連携と地域とのかかわりを深め、情報共有することで切れ目のない支援と教育環境の充実を図ります。

各年代における子育てニーズの多様化や少子化などの社会情勢の変化に応じ、民間活力の導入による持続可能な子育て環境の整備をすすめます。

5-3 市民が参加する学校づくりの推進

○施策の方針

自ら考え、自ら学ぶ、創造力にあふれた人間性豊かでたくましい子どもを育てるため、生きる力を育む教育を推進します。また、市民が参加し世代を超えて交流する地域に開かれた学校づくりと学校施設の環境整備をします。

○現状と課題

学校は、将来を担う人づくりの中心的な役割を果たすとともに地域コミュニティの拠点となります。

少子化や核家族化、ネット社会などにより、対人関係の希薄化が懸念されます。また、本市においては、若者が市外へ進学後そのまま流出してしまう現状があります。

一度羽ばたいた若者を再び地域に呼び戻す「ふるさと回帰」に向けて、学校教育の過程からの取組が重要です。地域の伝統文化や培った生きる知恵（防災・減災、食文化等）について、将来を担う子どもたちと地域住民が共に学び、自ら考え、つながり合うことにより、児童・生徒が、積極的に地域行事等に参加できる環境づくりが必要です。

現代社会は、常に予測できない変化が起きています。国際情勢の目まぐるしい変容、様々な災害の発生、人工知能など先端技術の急速な進化などが、地域社会にも大きな影響を与えています。このような社会環境を前向きに受け止め、主体的に行動できる人材が求められています。将来に渡って安全・安心な学校施設を維持するとともに、これからの地域づくりを担う人材を育成するため、総合的に教育環境を整備していく必要があります。

○構成する施策

1 地域とともにある学校づくり (5-3-1)

子どもたちと市民の地域交流を促進し、地域で培った伝統・文化に親しみ、体験的活動を通じて、思いやる心や郷土愛を育む地域づくりをすすめます。

地域に根ざし、開かれた学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの導入や教育ボランティア活動等の充実を図り、地域や保護者の意見を反映した学校の運営をすすめていきます。また、意欲をもって自ら行動する姿勢や地域資源を活用したキャリア教育などの推奨により、自律的に学ぶ習慣の定着を目指します。

地域の拠点となる学校において積極的に家庭や地域と連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった特色ある教育活動の推進や食育・安全教育等の充実を図ります。

2 新たな社会に向けた教育環境の整備 (5-3-2)

将来を担う子どもたちを取り巻く新たな社会環境の中で、たくましくチャレンジする力を育むため、親和的学級集団を基盤にして主体的・対話的で深い学びのある授業による確かな学力を身に着け、グローバル人材の育成やICT等を活用した教育の情報化を推進します。

また、子どもたちにとってより良い教育環境を整備するため、適正な学区再編の取組を継続するとともに、長期的視点で将来も安全・安心な学校施設の整備をすすめます。

5-4 潤いのある地域文化や芸術の振興と創造

○施策の方針

多くの市民が文化芸術活動に親しみ、交流の輪が広がるような取り組みを行い、歴史・伝統を大切に、地域に根差した文化のまちをつくります。

○現状と課題

国の重要文化財である「目黒邸」、「佐藤家」のほか、国指定重要無形民俗文化財である盆踊り「大の阪」などがあり、国、県及び市の指定文化財の数は97件あります。

加えて、旧石器時代からの遺跡や発掘された遺物（土器、石器）、古文書など多くの文化財が関係者によって保存されています。

多くの市民に先人の知恵や技を知る機会を提供し、積極的な活用を図る必要があります。

市民が地域文化（祭り、食文化、伝統芸能・文化財等）を知り、地域に愛着と誇りを持つことができる機会を確保し、新たな地域文化等の担い手が参画しやすい環境づくりや交流活動を行う必要があります。

○構成する施策

1 文化・芸術を保護・継承・発信できる地域づくり（5-4-1）

地域の伝統的な文化等を継承していくため、学べる機会の提供や担い手の育成ができる地域づくりをすすめます。

地域の歴史や文化を学べる講座・講演会を充実し、市民が楽しみながら学び・伝承できる環境づくりをすすめます。

地域の子どもたちが、地域行事・文化芸術活動に参画する取組を奨励し、子どもと地域の人が共に学び、交流活動が促進する地域づくりをすすめます。

5-5 楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興

○施策の方針

誰でも楽しく参加できるスポーツや自然に親しむ活動などを推進します。夢に向かってスポーツに取り組める体制の整備をすすめ、質の高い活動をめざし、関係団体との連携や環境を充実させます。

○現状と課題

生涯にわたり健康で生き生きと過ごすために、様々なスポーツを推進する体制の強化が求められています。

学校活動、市スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどと連携し、市民が生涯にわたって健康で生き生きと過ごすことができるようにスポーツの普及に取り組んできました。

生涯にわたって運動に親しみ、身近で気軽にスポーツを行える環境を整備するとともに、競技の観戦なども含め、恵まれた自然環境の中で誰もがスポーツに参加できる環境づくりをする必要があります。

○構成する施策

1 生涯スポーツを推進する地域づくり（5-5-1）

性別・年齢・障害のある人もない人もスポーツやレクリエーション活動に参加することができ、仲間との交流などを通して、健康増進や生き生きと活動できる地域づくりをすすめます。

スポーツを「する」「観る」「支える」といった関わりに応じて、スポーツを楽しむ機会をつくり、それぞれが支え合い、連携できる環境づくりをすすめます。

市民が身近な施設等で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるように効果的な学校体育施設等の開放を行います。

6-1 市民参画と行政との協働の推進

○施策の方針

市民主体のまちづくりを実現するため、まちづくりに関する情報を市民と共有することにより、多くの市民の自主的な参画を促し、その意見が反映されるまちづくりをすすめます。

○現状と課題

地域では、少子高齢化や担い手不足などにより防災・防犯、福祉・健康など、様々な課題が生じ、それに伴い、市民と行政、地域コミュニティ等との連携や協働による自己解決力が重要になってきています。

まちづくりの主体である市民と行政が、お互いを尊重し対等な立場で意見交換を行い、市民が主体となった活動が行えるように人的、財政的支援を中心に、まちづくりの担い手を育成する環境づくりを行う必要があります。

行政は、市民ニーズの把握に努め、市民生活及びまちづくりに必要な情報をわかりやすく提供するとともに、まちづくりに関わる様々な主体が分野を超えて協働できる環境づくりに取り組む必要があります。

また、市民も自ら必要な情報は収集するように努め、市民と行政が情報を共有し、発信することにより、多くの市民の自主的な参画を働きかけ、市民だれでも、継続的にまちづくりに関わることができる環境を整える必要があります。

また、市民主体のまちづくりを実現するためには、市民対話や広聴事業を充実させ、市民の意見を市政に反映し、特に若い人たちが、自ら、地域のことを思い、将来のことを考え、関心のもてるまちづくりをすすめていく必要があります。

全ての市民が暮らしの中にある身近な人権問題をはじめ、社会全体の様々な人権問題を正しく理解し、人権尊重の感性を培い、家庭や職場、地域でも差別や偏見のない日常がおくれるような啓発活動をすすめていく必要があります。

○構成する施策

1 市民参画と行政との協働ができるまちづくり（6-1-1）

市民が地域に愛着を持ち、地域全体で自分たちができること、助け合いながらできることを選択しながら、地域課題の解決に向けて、幅広い世代、より多くの市民が自主的に参画できる体制の構築をすすめます。

市民が積極的に市政に参加できる環境づくりをすすめるため、発信する情報に適した手段で効果的な情報発信を図るとともに、的確な市民意見の把握に努め、市政へ反映できるまちづくりをすすめます。

まちづくりに関わるさまざまな主体が分野を超えて協働できる環境づくりを促進します。

6-2 市民参画による地域づくりの推進

○施策の方針

地域の自治機能を高め、活力ある地域づくりに向けて、世代間を超えた市民の交流、人財の活用と育成、支え合う仕組みを構築するとともに、地域外交流などを通じて移住・定住の促進を図ります。

○現状と課題

価値観の多様化や少子高齢化、核家族化が進む中で、住民相互の連帯感や協調性が希薄化し、コミュニティ活動の継続が困難になってきています。自治会への加入率は比較的高く、市民活動団体の数は増加していますが、自治会の役員や活動の中心となるリーダーの高齢化、後継者不足の問題が生じています。

まちづくりは地域によって実情が異なるように、地域が抱える問題も様々です。自治会の活動、伝統行事、防災・減災活動、ボランティア活動など、地域活動の充実を図るとともに、地域活動の支援体制を充実していく必要があります。

深刻な人口減少・高齢化に直面しており、地域の担い手不足が懸念されることから、多くの市民がまちづくりに参画できる体制づくりが必要です。

地域の課題は地域で話し合い解決するという本来の住民主体型の地域づくりを推進しながら、広範な地域課題への対応や活力ある地域活動をすすめるため、全地域でのコミュニティ協議会の設立と、その活動を積極的に支援していく必要があります。

若者や女性、高齢者が希望を持っていきいきと暮らせるまちにするため、移住・定住や交流人口の拡大に向けた取組が必要です。

○構成する施策

1 市民がだれでも参画できるまちづくり（6-2-1）

多くの市民が楽しんで地域の活動に参加でき、幅広い世代が活動に参加しやすいまちづくりをすすめます。

市民それぞれが個性や経験を活かして、自主的・主体的な地域づくりを行っていくためにより専門的な支援をすすめます。

市民や自治会、ボランティア団体等が自主的・主体的に地域の魅力について情報発信ができるように支援します。

地域のよさを体験できる活動を支援し、交流人口の拡大を図ります。

6-3 市民に信頼される開かれた行政運営

○施策の方針

将来にわたり、市民に信頼される行政運営を推進します。

また、市民の利便性や将来の負担を踏まえた公共施設の有効活用や機能統合をすすめるとともに、人口減少・少子高齢化に迅速に対応できる行政基盤の強化を図ります。

○現状と課題

開かれた行政運営を推進するため、施策や事業が効率的で効果的な市政に役立っているのかを評価するため、平成 21 年度から行政評価を実施しています。引き続き、よりわかりやすい行政運営を行っていくためには今後も行政評価は必要な手段です。

市民から信頼を得るため、広報広聴の活動を通して多様化する市民ニーズを的確に把握し、職員の能力を高めていくことで満足度の高いサービスを提供しています。今後とも、市民と行政の間で多くの手段を用いて情報の収集・提供を行うとともに、円滑な行政運営のために職員のさらなる資質の向上をはかる必要があります。

○構成する施策

1 開かれた行政運営（6-3-1）

重点的に取り組むべき施策を中心に事業を展開し、効率的で効果的な行政運営をすすめます。そのために行政評価を実施し、総合計画の適切な進捗管理と事務事業の見直しを行い、その結果をわかりやすく公表します。

2 行政運営への信頼性の向上（6-3-2）

より質の高い市民サービスを提供できるよう、職員が自己の担当業務への意識を高めるとともに能力の向上に努めます。また、様々な手段を介して、行政からの情報を提供し市民からの声を聴いて施策に反映させていくことで、より信頼性の高い行政運営を目指します。

6-4 選択と集中による財政運営

○施策の方針

未来に向けて健全な魚沼市をつくるため、将来的な財政状況をしっかりと把握するとともに方向性を十分に協議し、事業の選択を予算の集中投資による効果的かつ効率的な財政運営をすすめます。

○現状と課題

平成16年に本市が誕生して以来、継続的に行政改革をすすめるなかで組織のスリム化や事務事業の見直しを行い、財政の健全化が図られるなど一定の成果を収めることができました。

しかし、全国的に人口減少がすすむなかで、本市における減少の割合は全国平均よりも早く、このことは生産年齢の減少も意味しており税収の減収にもつながります。このためにも計画的な財政運営が必要となってきます。

また、公共施設の維持管理については、合併前の旧6町村から引き継いだ施設が多く存在しており、これらを維持していくための多額の経費が市の大きな財政負担となっています。

このため、施設の集約化や複合化もすすめながら、財政負担の平準化をすすめていく必要があります。

○構成する施策

1 公共施設の適正管理（6-4-1）

公共施設の維持管理においては、平成 28 年に策定した公共施設等総合管理計画に基づき施設の撤去や複合化、長寿命化対策等の手法により効率的で効果的な施設運営と維持管理をすすめ、財政負担の軽減・平準化を図ります。

2 持続可能な財政運営（6-4-2）

歳入では、地域資源を生かした産業の振興や企業誘致・起業支援などにより、地域経済の活性化をすすめ、市税やふるさと納税の増収を図ります。また、国県の補助制度や交付税措置の有利な起債の活用など、必要な財源の確保を図ります。

歳出では、行政評価による事務事業の見直しを常に行うとともに、人口減少問題対策や地域経済の活性化などの重点施策に対して積極的に投資することにより、限られた財源を有効に活用します。